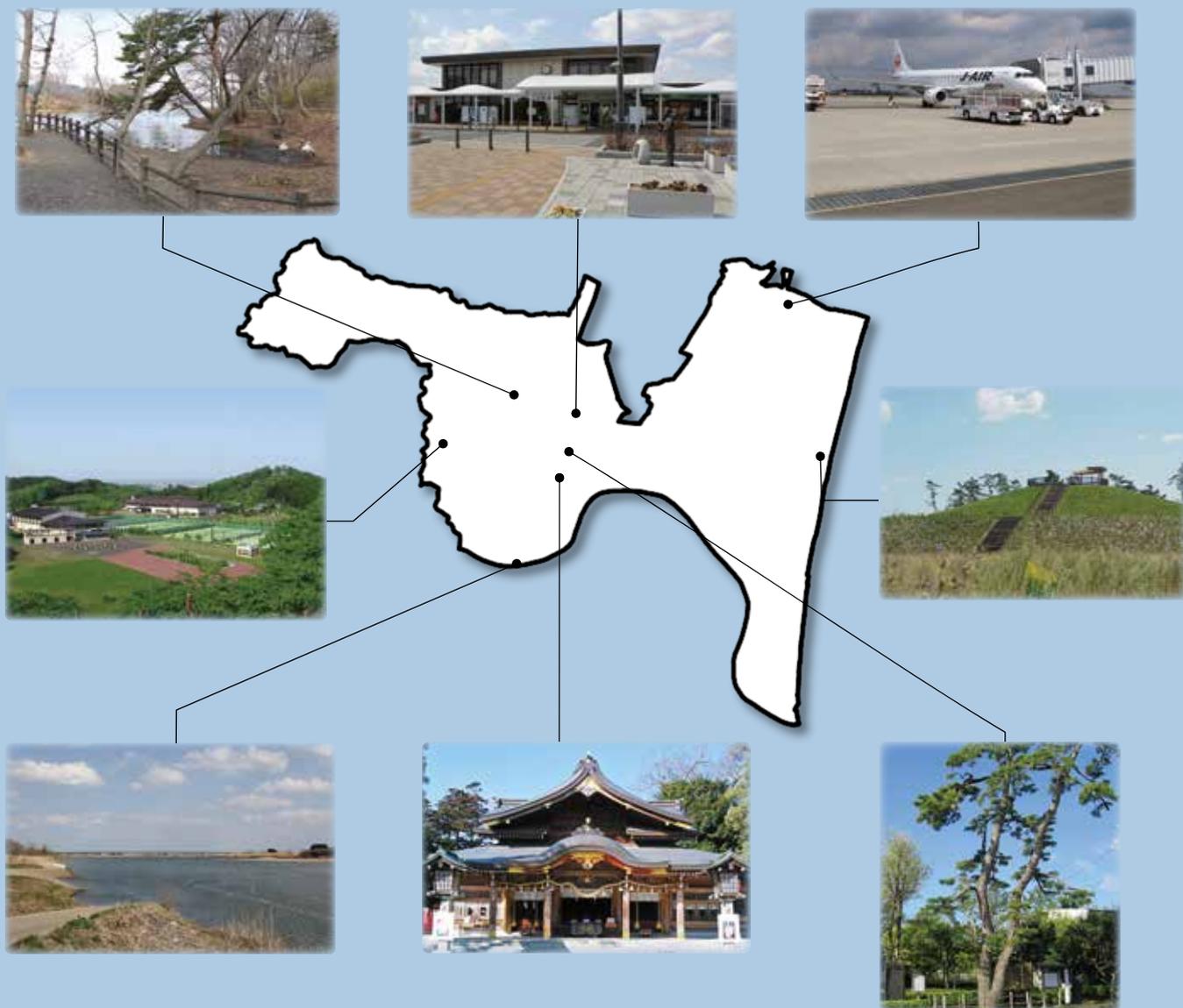


岩沼市都市計画マスタープラン

概要版

～千年先まで つなぐ都市づくり～



平成29年3月

 岩沼市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1-1 都市計画マスタープランについて.....	1
1-2 本市のまちづくりの方向性.....	2
1-3 策定の体制.....	2
1-4 都市計画マスタープランの対象範囲.....	2
1-5 都市計画マスタープランの目標年次.....	2
第2章 将来目標の設定.....	3
2-1 都市づくりの基本理念.....	3
2-2 都市づくりの将来目標.....	3
2-3 将来フレーム.....	3
2-4 将来都市像の設定.....	3
2-5 将来都市構造.....	4
第3章 分野別整備の方針.....	8
3-1 土地利用の方針.....	8
3-2 都市施設整備の方針.....	11
3-3 都市環境形成の方針.....	14
第4章 地域別構想.....	16
4-1 中央地域（岩沼小学校区）.....	16
4-2 東部地域（玉浦小学校区）.....	17
4-3 西部地域（岩沼西小学校区）.....	18
4-4 南部地域（岩沼南小学校区）.....	19
第5章 実現化方策の検討.....	20
5-1 市民、企業・NPO、行政の協働によるまちづくりの推進.....	20
5-2 都市計画制度の活用.....	21
5-3 都市計画マスタープランの進行管理と計画の見直し.....	21

第1章 計画の概要

1-1 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により、各市町村が都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めることとなりました。

都市計画マスタープランに定められる内容は、おおむね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものであり、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。都市計画マスタープランの構成は、市全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の2つの計画で構成されます。策定に当たっては地域住民の意見、意向を取り込んでいくことが重要とされています。

岩沼市のまちづくりに関する構想、計画には、「いわぬま未来構想」、「岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「岩沼市国土利用計画」などがあり、これらの計画のうち土地利用や都市施設づくりの分野を都市計画マスタープランが受け持つこととなります。

これまで、本市においては、都市計画の総合的な指針となる計画は定められていませんでしたが、人口減少、少子高齢化、地球環境問題の深刻化、社会資本における財政的制約の高まりなど、新たな時代に対応したまちづくりのビジョンが必要とされているとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に防災意識の更なる高まりと併せて、環境や景観に配慮した持続可能なまちづくりの検討が求められていることから、「いわぬま未来構想」に即して他の計画と整合性をとりながら「岩沼市都市計画マスタープラン」を策定することとしました。

本都市計画マスタープランは、市が具体的な将来像や土地利用、都市施設整備の方針を明らかにすることを目的とし、用途地域や都市施設、市街地開発事業など、今後、本市の都市計画を決定する上での拠りどころとなるものです。

【参考】都市計画マスタープランの位置付け[都市計画法第18条の2]

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

1-2 本市のまちづくりの方向性

本市のまちづくりは、総合計画である「いわぬま未来構想」の「**i**があふれる “健幸” 先進都市 いわぬま」を将来都市像として、各種計画等が定められ事業を実施しています。中でも、この「いわぬま未来構想」の具現化を図るため平成27年10月に策定した「岩沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、今後の詳しい人口の推移を基に、人口の変化が行政サービスに与える影響について、「人口減少が進むことにより、空き地や空き家、耕作放棄地が増加することが予測されるため、市街地のコンパクト化を進める必要がある」と分析するとともに、「持続可能で自立したまちであり続けるための人口を維持することが必要」とし、そのための施策を具体的に定めています。

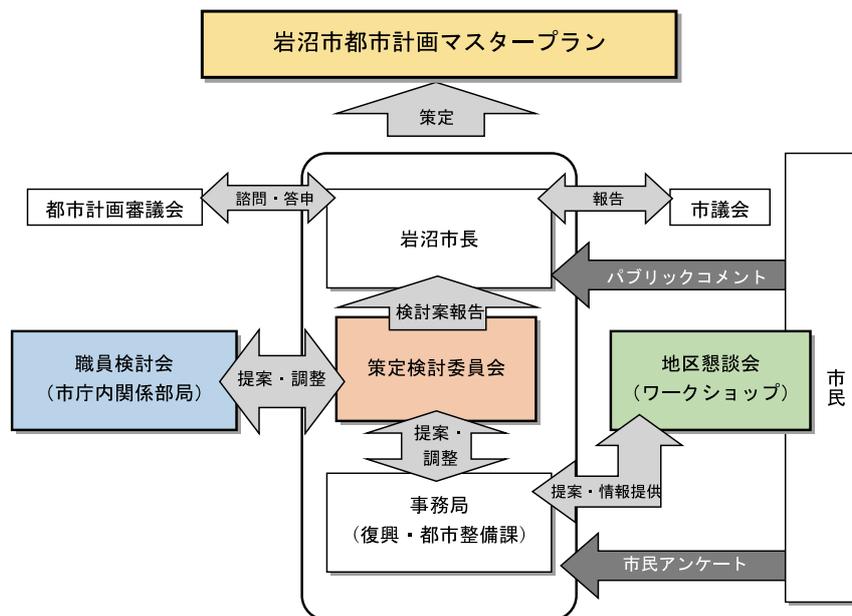
人口の推移は、今後のまちづくりや都市計画を大きく左右する重要な要因であります。このことから当該戦略に示されている基本姿勢や将来の方向を基に、都市計画マスタープランを策定しました。

1-3 策定の体制

都市計画マスタープランでは、計画の策定に当たって学識経験者や市民で構成される策定検討委員会を設置し、総合的な観点から今後の本市の都市像について検討を行いました。

また、庁内検討委員会を開催し、庁内関係部局との調整、各種計画との整合を図りました。

市民意向の反映については、18歳以上75歳未満の市民約3,000人（無作為抽出）を対象とする市民アンケート調査により現況の把握やまちづくりの意向を伺うとともに、地区懇談会で出された市民の幅広い意見を参考とするほか、パブリックコメントを実施して計画内容の公表や意見収集を行いました。



1-4 都市計画マスタープランの対象範囲

本市は行政区域全体が都市計画区域に含まれていることから、市全域を都市計画マスタープランの対象区域とします。

1-5 都市計画マスタープランの目標年次

本都市計画マスタープランの目標年次は、策定年次よりおおむね20年後の平成47年（2035年）とします。また、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

第2章 将来目標の設定

2-1 都市づくりの基本理念

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う大津波により、集落はもとより農業、工業などの産業が大きな被害を受けたことから、これまで市と市民が一体となって復旧・復興に取り組んできました。

また、本市の都市づくりの上位計画である「いわぬま未来構想」では、“市民主体のまちづくり”による取組をまちづくりの基本理念としています。

以上を踏まえ、本都市計画マスタープランにおける基本理念を以下のように設定します。

【都市づくりの基本理念】

少子高齢化や人口減少などの社会経済情勢の変化への対応や、市民が安全で安心して暮らすことができる取組を継続的に進め、市民が主体となったまちづくりにより、本市の財産を次世代に受け継いでいくことを基本理念とします。

2-2 都市づくりの将来目標

都市づくりの将来目標は、これまで整理した都市づくりの課題に対して、課題解決の考え方を整理して以下のとおり定めます。

【都市づくりの将来目標】

1. 全ての人々が安全・安心に暮らせる都市づくり
2. 快適で豊かな生活がある都市づくり
3. 産業振興による活力ある都市づくり
4. 持続可能で機能的な都市づくり
5. 市民との協働による都市づくり

2-3 将来フレーム

(1) 人口フレーム

本市の人口は、平成27年の国勢調査では44,678人となっています。

今後は、出生率の低下や若年層の流出等により、減少するものと見込まれていますが、人口減少の抑制につながる取組を推進することにより、その減少幅を抑えることとし、将来人口を41,300人と設定します。

将来人口（平成47年（2035年））＝約41,300人

2-4 将来都市像の設定

【将来都市像（都市づくりのキャッチフレーズ）】

千年先まで つなぐ都市づくり

2-5 将来都市構造

将来の都市像を具現化する将来の都市構造を次のとおり掲げます。

(1) 土地利用ゾーニング

①市街地ゾーン

次の市街地（市街化区域のうち、工業専用地域、工業地域を除いた区域）を位置付けます。

岩沼駅を中心とした東西の市街地は、居住・商業及び業務などの都市的土地利用と地域生活に必要な機能が適正かつコンパクトに集約された利便性の高い市街地としての土地利用を図ります。

玉浦西地区の市街地は、地域住民の意向を踏まえて造成した防災集団移転先住宅団地の住環境を今後も維持し、低層低密度で良質な住宅市街地としての土地利用を図ります。

恵み野地区の住宅地については、低層低密度で良質な住宅市街地としての土地利用を図ります。

矢野目地区の市街地は、隣接する工業用地との調和に配慮した、良質な住宅市街地としての土地利用を図ります。

②工業ゾーン

仙台空港南部及び市街地南部の工業系施設が集積している工業地周辺、沿岸部の二の倉地区の工業地を位置付けます。

仙台空港や仙台東部道路の岩沼 IC、仙台空港 IC などの恵まれた交通結節機能を活かした工業系土地利用を展開し、本市の活力を支える産業の集積を図ります。

二の倉地区の工業地は、資源リサイクル機能を有した施設の集積を図ります。

③新産業ゾーン

仙台空港南部の一部、岩沼 IC 周辺を位置付けます。

本市の恵まれた交通結節機能を最大限に活用し、既存宅地の住環境に配慮しながら本市の産業の活性化に資する土地利用を図ります。

④自然共生ゾーン

市街地周辺の農地と集落が点在する一帯を位置付けます。

本市の豊かな自然環境と農業生産基盤を維持するとともに、これらと共生する集落の居住空間を維持します。

⑤臨海ゾーン

市東部の太平洋沿岸部を位置付けます。

沿岸部は自然環境及び景観の保全に努めるとともに、市民生活の安全性の向上に資する土地利用を図ります。

⑥森林ゾーン

市西部の森林地帯を位置付けます。

豊かな森林空間は、本市の貴重な財産として保全、継承に努めます。また、自然や歴史・文化に触れることができる観光・レクリエーション空間としての活用を図ります。

⑦臨空ゾーン

仙台空港周辺を位置付けます。

本市と国内都市及び海外都市を連絡する交通結節機能として充実を働きかけ、活用を図ります。

(2) 都市軸

①広域連携軸（高規格）

本市を南北に通り、県内主要都市と連絡する仙台東部道路を位置付けます。

本市と首都圏及び県外主要都市を結ぶ高規格な広域連携軸を形成します。

②広域連携軸

本市を南北に通り、県内主要都市と連絡する JR 東北本線、JR 常磐線、国道 4 号、国道 6 号を位置付けます。

本市と県内各都市を結ぶ広域的な連携軸を形成します。

③地域連携軸

市内の中心市街地や集落間の連携軸として、(主) 仙台岩沼線、岩沼蔵王線、塩釜亘理線、仙台空港線、(県) 岩沼停車場線、岩沼海浜緑地線、(市) 本町早股線、(都) 朝日竹の里線、朝日山公園線、二木大通線、駅前大通線、岩沼中央線、本町線、西大町線、東部線、末広押分線、空港三軒茶屋線、亀塚線、武隈線、矢野目中央線、花立線、新田線、武隈中央線を位置付けます。

市街地の混雑緩和を図るなど、都市交通の利便性の向上を担う連携軸を形成します。

(3) 都市拠点

①中心商業拠点

商業業務施設が集積する岩沼駅東側周辺から岩沼中央線沿道を位置付けます。

本市の顔となる姿として、利便性の高い市民生活と賑わいを創出し、市民が生きがいや楽しみ、潤いを得られる場となる都市拠点を形成します。

②行政サービス拠点

岩沼市役所周辺を位置付けます。

行政・業務機能、市民の健康増進活動・文化活動などの各種都市活動及び情報発信の中心となる都市拠点を形成します。

③臨空工業拠点

仙台空港南側の工業系施設が集積する地域を位置付けます。

既存の工業系施設を維持するとともに、仙台空港、仙台空港 IC などの交通結節点や仙台港へのアクセスを活用した産業の集積を促進し、本市の産業の活性化を展開する都市拠点を形成します。

④主要工業拠点

市街地の南部、市東部の工業系施設が集積する地域を位置付けます。

既存の操業環境の維持・改善を図るとともに、本市の活力、市民の雇用の場となる都市拠点を形成します。

⑤地域コミュニティ拠点

市街地内の各公民館、南プラザ、コミュニティセンター、亀塚第1住宅跡地及び公設小売市場跡地周辺を位置付けます。

各生活圏における地域コミュニティ機能や情報発信機能等を集積し、市民の交流の場、各地域のコミュニティの拠点となる都市拠点を整備・形成します。

⑥観光・レクリエーション拠点

朝日山公園、グリーンピア岩沼、ハナトピア岩沼、竹駒神社、金蛇水神社、総合体育館、陸上競技場、志賀高原、貞山運河、二木の松（武隈の松）周辺を位置付けます。

朝日山公園、グリーンピア岩沼、ハナトピア岩沼については、市民の憩いと交流の場となるレクリエーション空間を形成します。

総合体育館、陸上競技場については、市民の交流や健康増進の場となるレクリエーション空間を形成します。

志賀高原、貞山運河については、本市の自然環境や歴史的資源を活かした観光資源として、維持・活用を図ります。

竹駒神社、金蛇水神社については、祭りや伝統行事などの地域資源を保全するとともに、本市を代表する観光資源としての活用を図ります。

⑦海浜復興拠点

沿岸部の千年希望の丘、岩沼海浜緑地周辺を位置付けます。

震災により被害を受けた沿岸部は、市民の生活再建や新たな地域活力の創出に向けた土地の活用を図るとともに、東日本大震災の記憶を後世に継承する復興・防災のシンボルとして、自然環境と共生した空間づくりを図ります。

⑧新産業拠点

仙台空港南側、岩沼 IC 周辺の企業誘致を図る地域を位置付けます。

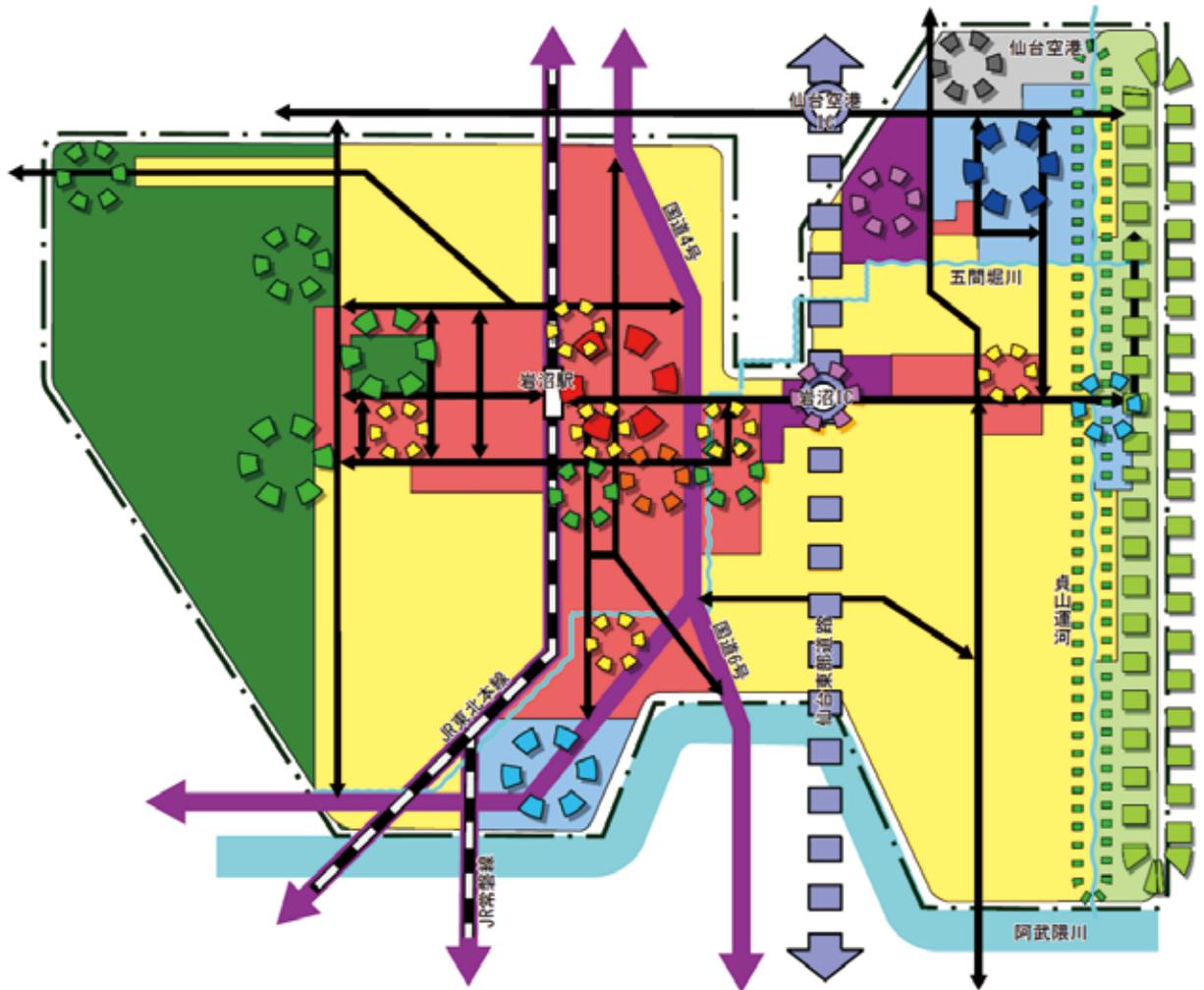
本市の地域特性・資源を活かした産業を育成・創出し、本市の更なる成長の活力となる新たな産業拠点を形成します。

⑨広域交通拠点

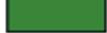
仙台空港周辺を位置付けます。

本市の観光及び産業活動に寄与する交通拠点として活用します。

図 将来都市構造図



凡例

- | | | | | | |
|---|----------------|---|---------|--|---------------|
|  | 鉄道 |  | 市街地ゾーン |  | 中心商業拠点 |
|  | 広域連携軸
(高規格) |  | 工業ゾーン |  | 行政サービス拠点 |
|  | インター
チェンジ |  | 自然共生ゾーン |  | 臨空工業拠点 |
|  | 広域連携軸 |  | 臨海ゾーン |  | 主要工業拠点 |
|  | 地域連携軸 |  | 森林ゾーン |  | 地域コミュニティ拠点 |
|  | 主要河川 |  | 新産業ゾーン |  | 観光・レクリエーション拠点 |
| | |  | 臨空ゾーン |  | 海浜復興拠点 |
| | | | |  | 新産業拠点 |
| | | | |  | 広域交通拠点 |

第3章 分野別整備の方針

3-1 土地利用の方針

(1) 住宅地エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の住宅地 ・ 里の杜地区 ・ 恵み野地区 ・ 玉浦西地区 ・ 矢野目地区 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駅周辺の東西の住宅地は、適正な土地利用の規制・誘導により良好な住宅地を形成します。 ■ 周辺の住環境に配慮しつつ、中心商業地に隣接した生活利便性の高い街なか居住を推進します。 ■ 既存住宅の耐震化や不燃化の促進など、住宅の質的向上を図ります。 ■ 未利用地等の有効活用によるオープンスペースの確保など、防災機能の向上を図り、安全安心な居住環境の形成を図ります。

(2) 中心商業地エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩沼駅東側 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民のニーズに対応した店舗や業務機能の集積を図ります。 ■ 商業地の活性化による賑わいの創出と街なか居住を推進します。 ■ 本市の歴史文化資源を活かした商業地の形成を図ります。 ■ 中心部の空き地・空き店舗を活用した利便性の高い商業地の形成を図ります。 ■ 商業地周辺の住宅地については、利便性の高い住宅地として、商業・業務と調和した住環境の維持・改善を図ります。

(3) 沿道商業地エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道4号沿道 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車利用の利便性が高く、沿道型の商業・サービス機能が集積した沿道型商業地の形成を図ります。

(4) 工業地エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台空港南部 ・ 市街地南部 ・ 沿岸部の一部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の工業施設の操業環境を維持、保全します。 ■ 交通条件など本市の優位性を活かした新たな企業誘致を図ります。 ■ 沿岸部の工業地については、周辺環境に配慮した資源リサイクル施設等の立地を促進します。

(5) 新産業エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台空港南側 ・ 岩沼 IC 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存宅地の住環境に配慮した土地利用を図ります。 ■ 産業立地を促進し、周辺環境に配慮しながら仙台空港及び岩沼 IC 周辺地域の活性化の実現に資する土地利用を推進します。 ■ 良好な操業環境の整備を推進します。

(6) 農地・集落エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地外の集落 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地周辺の集落や農地は、自然環境の保全やまちなみ景観に配慮した生活空間の形成を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ■昔から続く農村集落の景観を保全します。 ■市街地周辺の無秩序な市街化の抑制を図ります。
--	---

(7) 河川エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈川 ・五間堀川 ・貞山運河 	<ul style="list-style-type: none"> ■阿武隈川については、水資源の確保、水害防止を図ります。 ■施設の適切な維持管理・更新を通じて、持続的な利用を図ります。 ■河川敷や河川沿道のレクリエーション空間としての活用を図ります。 ■五間堀川、貞山運河については、市民や観光客が親しめるレクリエーションの場としての活用を図ります。

(8) 臨海エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部 	<ul style="list-style-type: none"> ■沿岸部については、防災機能の強化に向けて、地域や関係団体等と連携しながら、復興のシンボルとなる千年希望の丘の整備・活用を推進します。 ■全国及び海外にアピールできるような、千年希望の丘の魅力の向上を図ります。 ■未利用地については、周辺土地利用との調整を図りながら有効活用を図ります。

(9) 公園・緑地エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・朝日山公園 ・グリーンピア岩沼 	<ul style="list-style-type: none"> ■朝日山公園は、市民の交流の場、憩いの場となる交流レクリエーション空間の形成を図ります。 ■豊かな緑や野鳥などの自然環境に身近にふれあうことができる公園として、その機能の保全・活用を図ります。 ■グリーンピア岩沼は、生涯学習機能、健康増進機能を維持・活用し、観光・交流・レクリエーションの場を創出します。

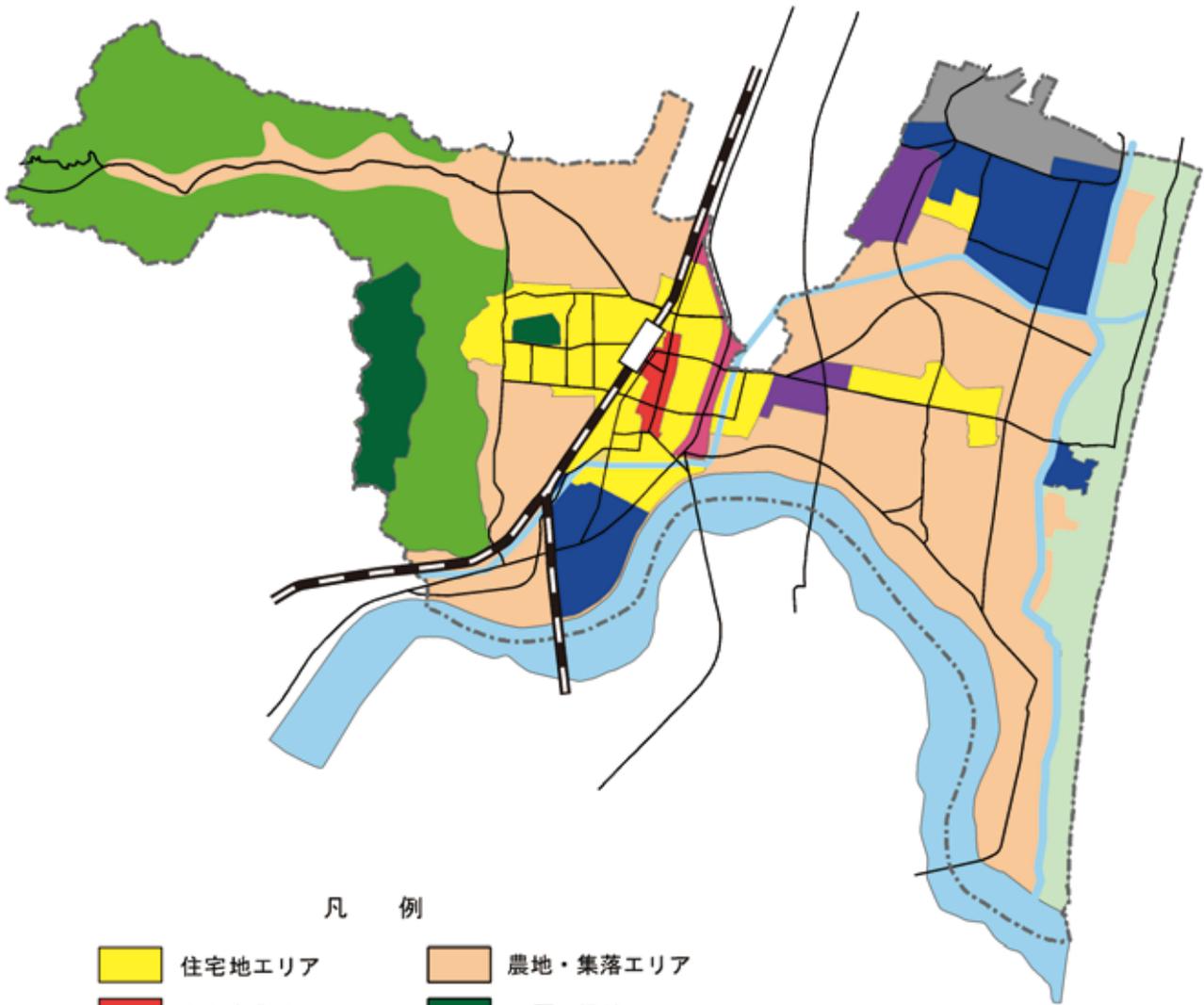
(10) 森林エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・市西部 	<ul style="list-style-type: none"> ■緑豊かな森林地帯は、将来にわたって本市の自然財産として維持・保全に努めます。 ■自然財産を活用した拠点整備の検討を進めます。

(11) 臨空エリア

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・仙台空港周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ■空港としての既存の交通・流通機能を維持し、空港の民営化を契機とした周辺地域の活性化の実現に資する拠点として活用を図ります。

図 土地利用方針図



凡 例

- | | |
|--|--|
|  住宅地エリア |  農地・集落エリア |
|  中心商業地エリア |  公園・緑地エリア |
|  沿道商業地エリア |  森林エリア |
|  工業地エリア |  河川エリア |
|  新産業エリア |  臨海エリア |
|  臨空エリア | |

3-2 都市施設整備の方針

都市施設ごとの整備・保全等の方針について整理します。

(1) 道路

① 広域幹線道路

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台東部道路 ・ 国道4号 ・ 国道6号 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仙台東部道路は本市と首都圏・県外の主要都市とを結ぶ広域幹線道路として、既存の道路機能の維持・向上を働きかけます。 ■ 国道4号、国道6号は、既存の道路機能の維持・向上を働きかけます。 ■ 歩行者、自転車交通の安全性の確保に努めます。

② 地域幹線道路

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ (主) 岩沼蔵王線 ・ (主) 仙台岩沼線 ・ (主) 塩釜亘理線 ・ (主) 仙台空港線 ・ (県) 岩沼停車場線 ・ (県) 岩沼海浜緑地線 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内を通る主要地方道及び県道は、本市と周辺都市とを結ぶ地域連携道路として、道路機能の維持・向上を働きかけます。 ■ 県道岩沼海浜緑地線、主要地方道仙台空港線、主要地方道塩釜亘理線など、市東部地区から迅速に避難できる安全な道路の整備に努めます。

③ 補助幹線道路

対象	整備・保全等の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路 ・ 市道 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地内の混雑解消、市民の生活環境の向上を図るため、都市計画道路の整備・改善を図ります。 ■ 長期間未着手となっている都市計画道路については、関係機関と協議しながら、計画的な整備を推進します。

図 都市施設整備の方針図



凡 例	
	広域幹線道路(高規格)
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	補助幹線道路(都市計画道路)
	補助幹線道路(その他の道路)
	市街化区域(平成27年3月時点)

(2) 公共交通

対象	整備・保全等の方針
・ 鉄道	<p>■ JR 東北本線、JR 常磐線は、広域的な都市活動と交流を促進する公共交通の軸として位置付け、その機能を維持します。また、市民の通勤通学などの移動手段として安全な運行を働きかけます。</p> <p>■ 他の交通機関との交通結節機能の向上を図ります。</p>
・ 岩沼市民バス ( バス)	<p>■ 岩沼市民バスは、既存の交通機能の充実に努め、利用者の交通利便性の向上を図ります。</p>

(3) 公園・緑地

対象	整備・保全等の方針
・ 朝日山公園 ・ グリーンピア岩沼 ・ 千年希望の丘 ・ 都市公園等	<p>■ 朝日山公園、グリーンピア岩沼は、市民の交流の場、憩いの場として、公園の維持管理、レクリエーション機能の充実に努めます。</p> <p>■ 千年希望の丘は、緊急時の避難場所、メモリアルパークとして整備を図ります。</p> <p>■ 市民や地域団体等との協働による管理体制の構築を図ります。</p> <p>■ 市街地内の公園については、日常生活に身近な公園を誰もが快適に利用できるように、必要に応じてニーズに対応した維持・改善を図ります。</p> <p>■ 安全で快適な利用の確保のため、計画的な維持管理、修繕等により、公園施設の長寿命化を図ります。</p>

(4) 下水道・河川

対象	整備・保全等の方針
・ 公共下水道 ・ 排水ポンプ場	<p>■ 汚水処理は、公共下水道による整備を進め、生活環境の向上に努めます。</p> <p>■ 公共下水道事業区域及び農業集落排水事業区域以外では、合併浄化槽の設置を進め、水質の汚濁防止に努めます。</p> <p>■ 下水道施設の計画的な維持管理、修繕等により、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>■ 排水ポンプ場は、二野倉排水ポンプ場、二野倉第二排水ポンプ場、矢野目排水ポンプ場の適正な維持管理を図ります。</p>
・ 河川	<p>■ 河川が持つ既存の治水機能の維持に努めます。</p> <p>■ 市内を流れる五間堀川、貞山運河は、親水機能を有した水辺として適正に維持・改善します。</p> <p>■ 市街地に潤いを与える空間、景観の創出に努めます。</p>

(5) その他の施設

対象	整備・保全等の方針
・教育文化施設	■教育の質の維持向上を目指し、小中学校等の施設や機能の維持に努めます。
・医療福祉施設	■総合南東北病院は、平日夜間初期救急外来や災害や緊急時にも広域的に対応できる総合病院として、その機能の維持・活用を図ります。 ■総合福祉センター あいプラザ及び各地域包括支援センターは、高齢者を支援する拠点として、その機能の拡充を図ります。 ■障害者地域活動支援センター、障害者地域就労支援センターは、障害者の自立、就労等を支援する拠点として、その機能の拡充を図ります。
・駐車場	■自転車駐車場は、岩沼駅西自転車駐車場の適正な維持管理を図るとともに、岩沼駅周辺の違法駐輪の抑制に努めます。
・汚物処理場	■し尿処理場は、亘理名取共立衛生処理組合し尿処理場の適正な維持管理を図るとともに、周辺の生活環境や景観に配慮します。
・ごみ焼却場	■ごみ焼却場は、亘理名取共立衛生処理組合ごみ焼却場の適正な維持管理を図るとともに、周辺の生活環境や景観に配慮します。
・火葬場	■火葬場は、岩沼市火葬場の適正な維持管理を図ります。
・市場	■市場は、岩沼青果地方卸売市場の市場機能を維持し、地域特産品の取扱の拡大に努めます。
・浄水場	■浄水場は、玉崎浄水場の適正な維持管理を図り、安心安全で良質な水道水の供給に努めます。

3-3 都市環境形成の方針

都市環境ごとの整備・保全等の方針について整理します。

(1) 自然環境

対象	整備・保全等の方針
・森林	■森林部を中心とした自然環境は、本市の財産であるとともに、市民生活におけるゆとりや安らぎを提供する機能を有していることから、自然環境の維持・保全を図ります。
・農地	■農地は積極的な利用と適切な管理を促進し、農業生産としての活用だけでなく、水田の遊水機能の維持や生態系の保護を図ります。
・河川	■河川における水質保全、緑地保全に努めます。

(2) 住環境

対象	整備・保全等の方針
・住宅地	■住宅地については、地区計画等の活用により、土地利用や建築物等に対する規制・誘導、各事業等を実施し、良好な住環境の形成を図ります。
・工業地	■工業地については、特別用途地区等の活用により、工業地の機能の維持・向上を図るとともに、周辺の住環境に配慮した産業環境の形成を図ります。

(3) 都市環境

対象	整備・保全等の方針
・公共施設等	■日常生活に必要な都市機能の集約を図ります。 ■公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努め、人にやさしいまちづくりを推進します。
・都市防災	■沿岸部の津波の多重防御機能を維持管理していきます。 ■沿岸部に緊急時の1次避難場所となる「千年希望の丘」を整備し、減災に努めます。 ■「千年希望の丘」を含めたエリアを津波の記録の伝承や防災学習の場となるメモリアルパークとして整備を図ります。 ■災害時における市街地の延焼防止を図るため、都市計画道路の整備、市街地内における不燃化や耐震化を推進します。 ■災害の被害を最小限に抑えるため、自助・共助・公助による災害対応力を高め、災害に強いまちづくりを推進します。
・廃棄物等	■循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の3Rを一層推進します。

(4) 都市景観

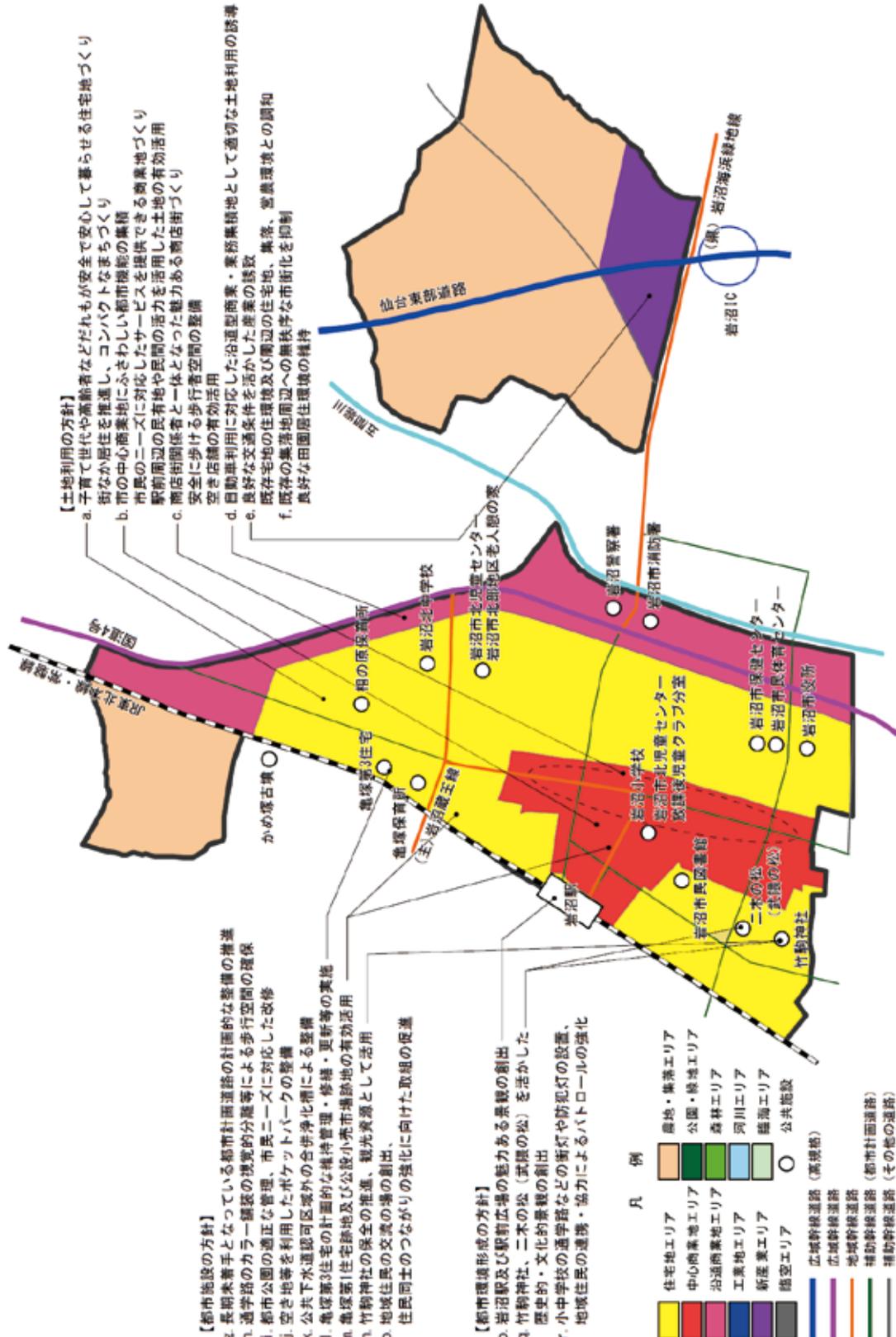
対象	整備・保全等の方針
・自然景観	■本市の豊かな自然景観及び集落景観の保全を図ります。 ■市街地の周辺に広がる優良農地や貞山運河など、本市特有の田園・水辺の景観を形成する地域資源については、その維持・管理と活用を図ります。
・住宅地景観	■住宅地は、潤いと落ち着きのある景観づくりに努めます。
・商業地景観	■商業地は、賑わいのある商店街の景観づくりに努めます。 ■岩沼駅前広場周辺は、本市の観光・交流の玄関口としてふさわしい景観づくりに努めます。
・工業地景観	■工業地は、工業施設と周辺環境との調和に配慮した景観づくりに努めます。
・歴史的・文化的景観	■市街地内の竹駒神社や二木の松（武隈の松）など、歴史的・文化的景観を形成し、本市を代表する地域資源の維持・活用を図ります。

第4章 地域別構想

4-1 中央地域（岩沼小学校区）

【地域づくりのテーマ】
 市の顔である中心市街地と歴史・伝統が調和する 中央地域

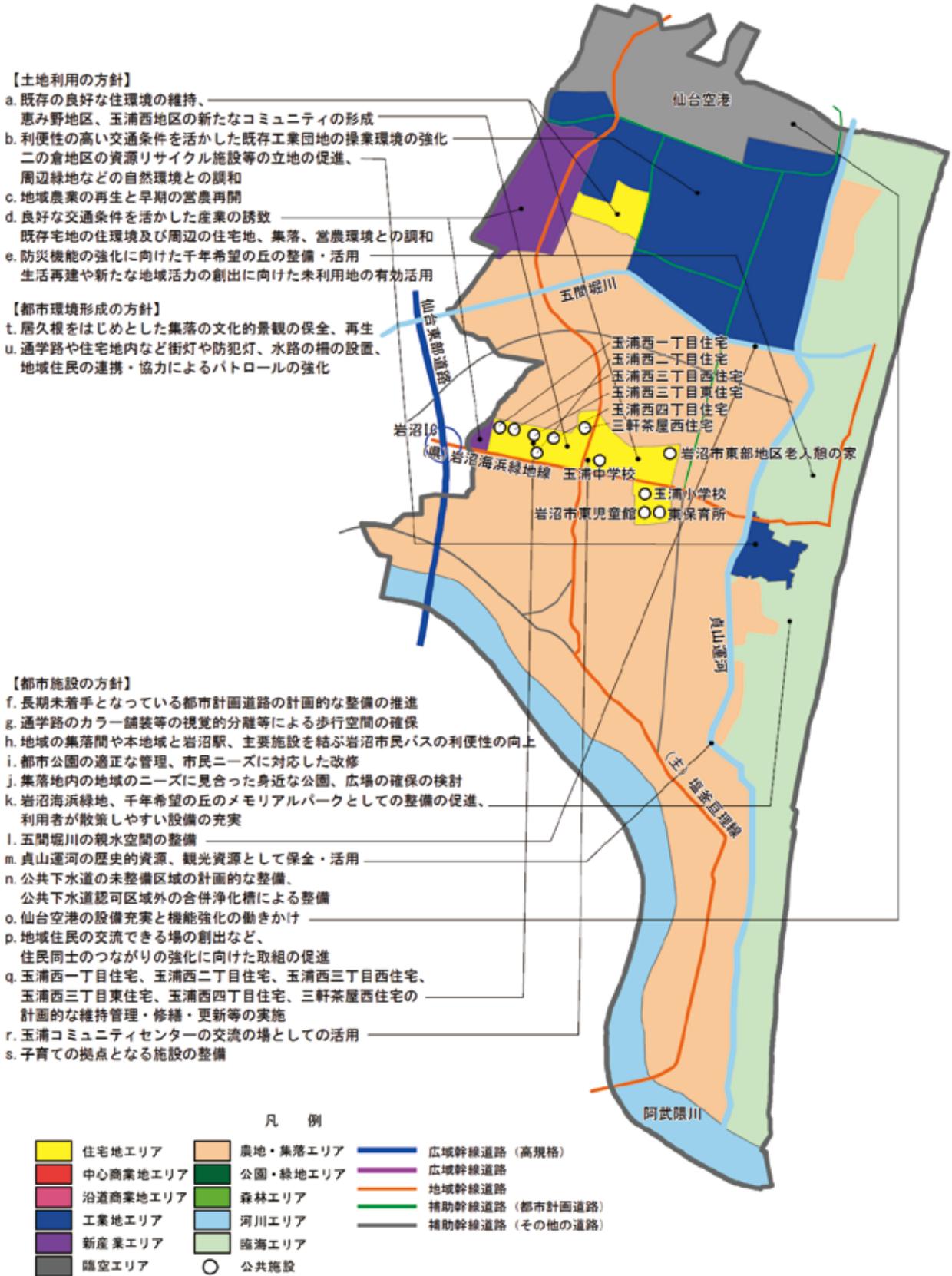
図 中央地域の地域づくりの方針図



4-2 東部地域（玉浦小学校区）

【地域づくりのテーマ】
 地元住民と新たな住民が協力して創造する 東部地域

図 東部地域の地域づくりの方針図

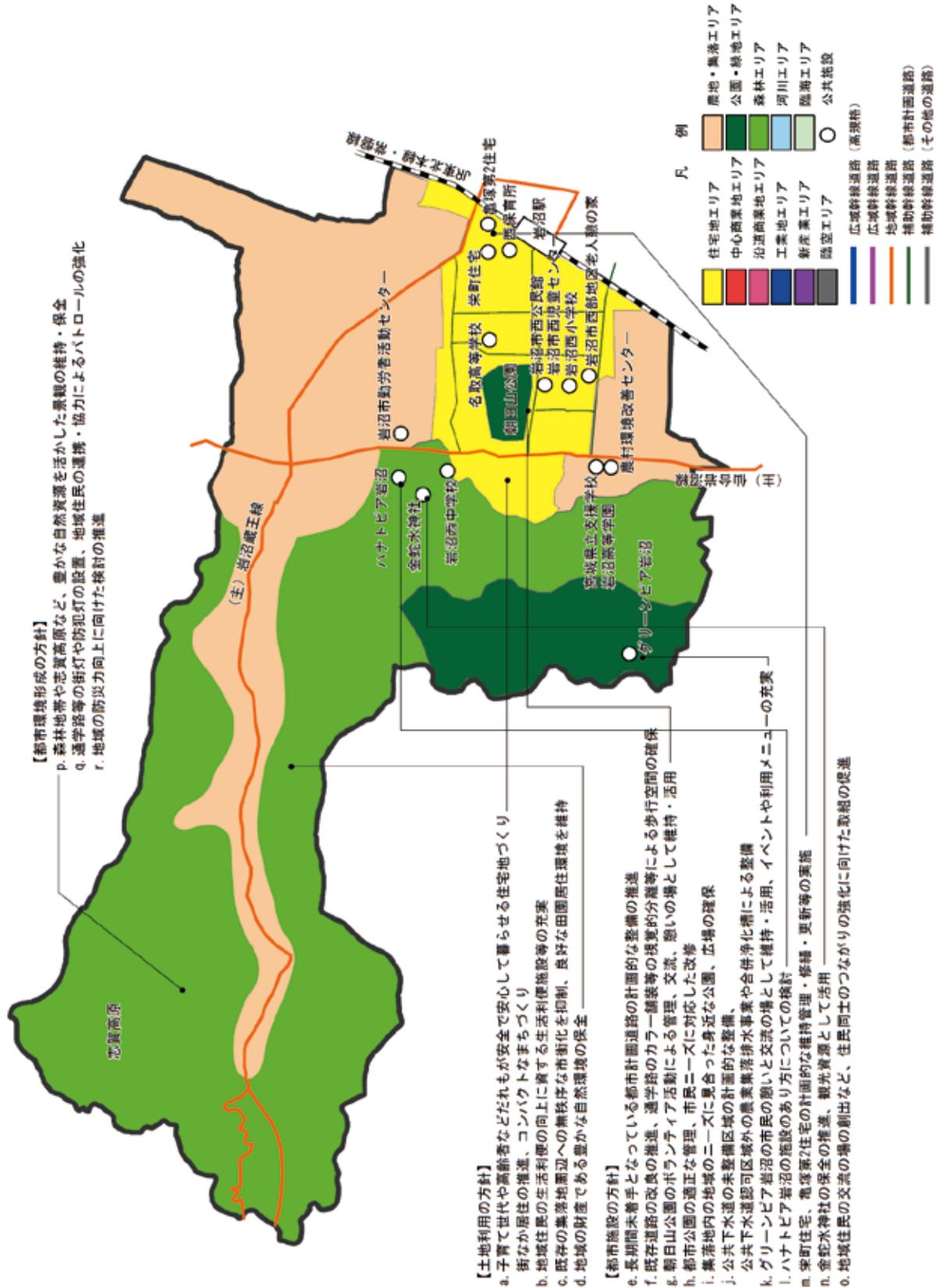


4-3 西部地域（岩沼西小学校区）

【地域づくりのテーマ】

豊かな自然環境のもとで人々がつながる 西部地域

図 西部地域の地域づくりの方針図



第5章 実現化方策の検討

都市計画マスタープランを推進するためには、市民、企業・NPO、行政の協働によるまちづくりの推進、都市計画制度の活用、社会経済情勢の変化に対応した進行管理と計画の見直しが必要となります。

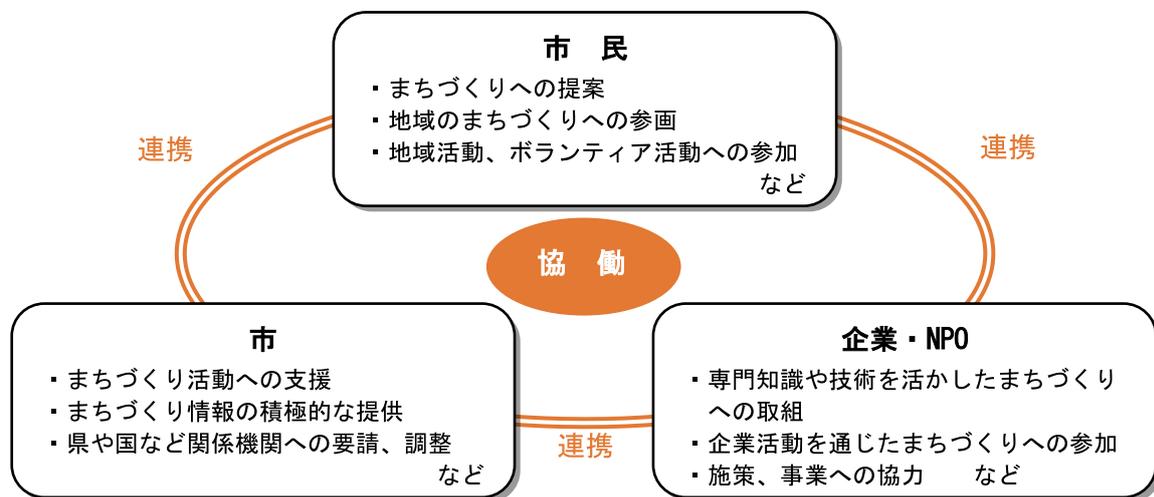
これらを推進することにより、本市の将来都市像の実現を目指します。

5-1 市民、企業・NPO、行政の協働によるまちづくりの推進

まちづくりは、社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応しつつ、市民、企業・NPO、行政が適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力をあわせて進めていく、協働による取組が重要となります。

このため、市民参加の推進、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援などの取組を進めます。

図 協働によるまちづくりのイメージ



(1) 市民参加の推進

本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開に当たっては、必要に応じて住民説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等の実施により、市民のまちづくりへの参加の機会を充実し、市民参加型のまちづくりを推進します。

(2) 市民主体のまちづくり活動への支援

市民や企業・NPOなどの活発なまちづくり活動を活かすため、地域活性化や魅力ある地域づくり、道路沿道の緑化、美化活動などの自主的な活動への支援体制や制度等の仕組みづくりの充実を図ります。

(3) まちづくりに関する情報の提供

協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する情報を共有することが重要です。市のホームページや広報紙など様々な媒体により、まちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、市民のまちづくりへの意識の高揚に努めます。

(4) 国・県・関係機関との連携

市の骨格となる道路整備や拠点整備等においては、国や宮城県、周辺市町村をはじめとする関係機関との調整を図り、必要な事項について協力を要請する等、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

5-2 都市計画制度の活用

都市計画マスタープランで示した方針や施策の実施は、一層の効果が得られるように、計画の実現性や事業の優先度、都市整備上の効果などを総合的に判断して進めます。

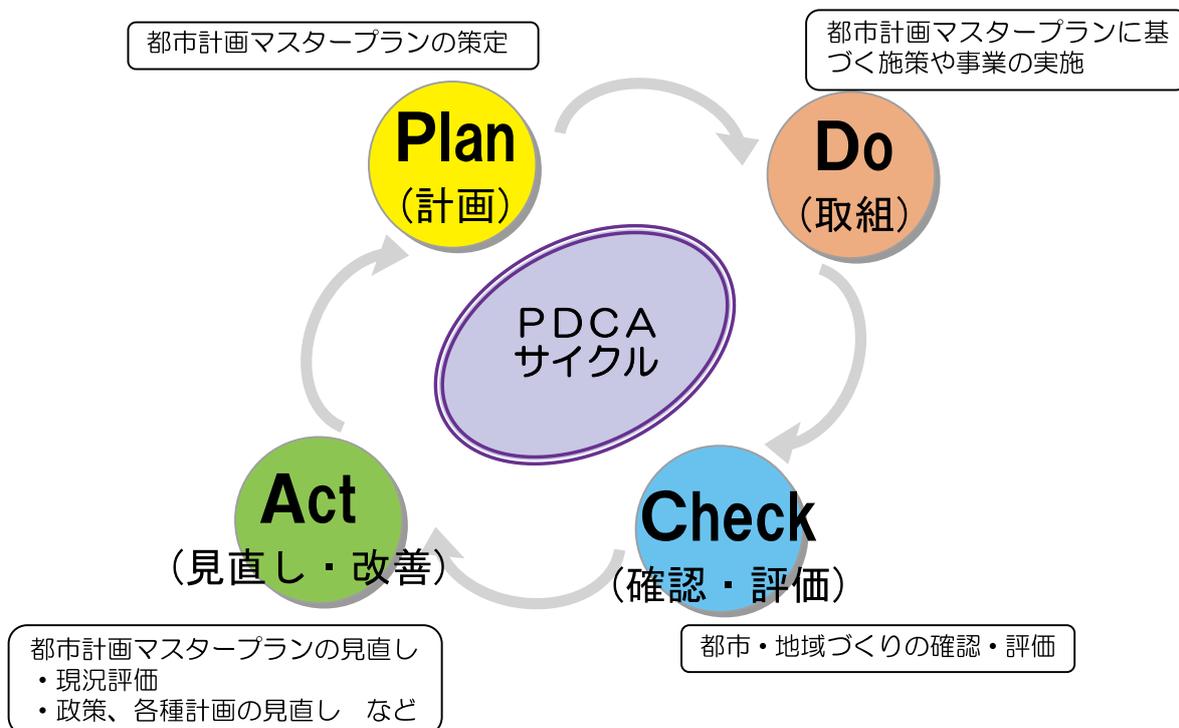
具体的には、国や県の各種事業と連携しながら、都市施設の整備（都市計画道路、公園・緑地、下水道等）、用途地域、地区計画等の都市計画制度を活用しながら、都市計画事業を推進し、社会経済情勢などを踏まえた整備の推進と見直しに努めます。

5-3 都市計画マスタープランの進行管理と計画の見直し

本市の今後の都市づくりは、都市計画マスタープランの目標や方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、都市づくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し・改善を行うなど、計画の適切な進行管理を行います。

また、都市計画マスタープランは、長期的な見通しを持って継続的に取り組むものであるため、将来的にはまちづくりの進捗状況や社会経済情勢の変化も予想されます。このため、本市の上位計画である総合計画などとの見直しとの整合を図りつつ、市民や企業・NPOなどの参加のもとに都市計画マスタープランの見直しを図ります。

図 都市計画マスタープランの進行管理のイメージ



岩沼市都市計画マスタープラン【概要版】

～千年先まで つなぐ都市づくり～



発行：平成 29 年 3 月 岩沼市

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目 6 番 20 号

電話：0223-22-1111 ファックス：0223-24-0897

編集：岩沼市 建設部 復興・都市整備課
